

令和6年度「私立大学ガバナンス・コード」の遵守状況報告書

学校法人国際仏教学院は、日本私立大学連盟が作成した「私立大学ガバナンス・コード【第1.1版】」（以下「私大連コード」という）に準拠して当法人の遵守状況を点検した。私大連コードは基本原則（4項目）、遵守原則（8項目）、重点事項（10項目）、実施項目（10項目）からなっている。以下は、基本原則及び遵守原則について、重点事項及び実施項目を参考にその遵守状況を点検したものである。

1. 法人名等

法人名	学校法人国際仏教学院
法人代表者	落合俊典
担当部署	総務課
お問い合わせ先	03-5981-5271

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況

基本原則	基本原則の順守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自立性の確保	遵守	1－1	遵守
2. 公共性の確保	遵守	2－1	遵守
		2－2	遵守
3. 信頼性・透明性の確保	遵守	3－1	遵守
		3－2	遵守
		3－3	遵守
4. 継続性の確保	遵守	4－1	遵守
		4－2	遵守

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	遵守
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則 1-1 のとおり、自主性、独立性を確保し、自律的に学校法人を運営している

遵守原則 1－1（教育研究目的の明確化、理解の獲得）

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。

遵守状況	遵守
エクспレインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 令和6年3月26日開催の理事会において「学校法人国際仏教学院中期計画（令和6年4月1日～令和11年3月31日）」が承認された。中期計画には教育、研究、学生支援、学生募集、社会連携・社会貢献、管理運営の6つの領域が設定され、それぞれの領域ごとに目標、計画及び評価指標が設定されている。中期計画の5ヶ年で目標達成を目指して学校法人の運営をする。

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	遵守
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則 2-1 及び 2-2 のとおり、多様な人材を育成し、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献している。

遵守原則 2－1（有益な人材の育成）

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	遵守
エクスプレインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 本学学則第 1 条において研究者の育成のみならず、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人の育成を本学の目的としている。学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入れ方針を踏まえて毎年度、本学の取組を点検し、その有効性を検証している。本学は外国人留学生の比率が高いので、日本語教育プログラムを充実し、また、国際的視野の涵養を意図して日本人学生の学術交流協定校への留学を促し、これに対する支援を厚くしている。

遵守原則 2－2（社会への貢献）

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	遵守
エクスプレインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 本学は地元の方々を対象にした公開講座や地元自治体との連携事業等を実施し、あるいは、現在地に移転してからはキャンパスに余裕ができたので、その一部を公開空地として開放する等、地元の方々の要望に応じている。また、地元行政機関との関係は良好である。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	遵守
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則 3-1、3-2 及び 3-3 のとおり、法令を遵守し、理事会による健全な大学運営の体制を整備し、積極的に情報公開を行うことによって透明性の確保を図っている。

遵守原則 3-1（法令の遵守、社会貢献）

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	遵守
エクस्पラインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 本学の監事は2名であるが、理事会には必ず監事1名は出席できるように日程調整を行い、今までに、監事が出席しない理事会はない。監事には予算書、決算書、財産目録等の他にも、財産や業務の詳細がわかるような資料を別途提供している。また、監事と会計監査人、会計監査人と内部監査責任者との協議の場や会計監査人と理事長との協議の場を設け、意思の疎通を図る等、法令遵守の体制を整えている。

遵守原則 3－2（理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備）

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	遵守
エクस्पラインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 利益相反の防止については本学「研究活動に係わる行動規範」や「寄附行為」第22条（監事の選任）において言及されている。また、研究活動に関わる不正行為等については「研究活動に係わる行動規範」や「研究活動の不正行為防止等に関する規程」を制定し、発覚したときの告発窓口、告発方法や措置等を規定し、また、研究倫理教育責任者を置いて研究倫理教育を実施し、その防止に努めている。

遵守原則 3－3（積極的な情報公開）

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	遵守
エクस्पラインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 情報公開は本学ホームページ上で行い、事業報告、財務情報、認証評価結果、基本的な規程、等、積極的に公開している。今後とも改善、改良を心掛けて、アクセスの容易さ、分かりやすさの向上を図る。 (https://www.icabs.ac.jp/)

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

遵守状況	遵守
基本原則の遵守方法に係る説明	遵守原則 4-1 及び 4-2 のとおり、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展させる規程と体制を整備している。

遵守原則 4－1（大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営）

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。

遵守状況	遵守
エクспレインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 本学は、自律的な大学運営として、「寄附行為」「学則」その他関係諸規程のなかで、理事会、評議員会、理事長、学長、監事、等の役割を明確にしてその実質化を図っている。

遵守原則 4－2（財政基盤の安定化、経営基盤の強化）

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。

遵守状況	遵守
エクспレインの種類	私大連コードの記載どおりの方策により遵守している。
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。 本学は、学部のない 1 研究科・1 専攻のみの大学院大学なので学生定員が非常に少なく、学生納付金の大学収入に占める割合は小さい。設立母体からの受入寄附金、設定した基金からの利息収入が大学収入の大部分となっている。経常費補助金、他、科研費等の競争的補助金の獲得に力を入れ、収入の増加に努力している。 また、公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為、ハラスメント、等に対処するための規程、組織等の整備を行い、危機管理体制を拡充している。